

外商投資法が成立

中華人民共和国外商投資法が全国人民代表大会で可決成立しました。2020年1月1日から施行され、同時に「中華人民共和国外資企業法」「中華人民共和国外資企業法」「中華人民共和国外資企業法」「中華人民共和国外資企業法」は廃止となり本法施行前に設立された外商投資企業は、本法施行後5年間は現在の企業組織形式等を継続保留することができます。

本法は、「総則」「投資促進」「投資保護」「投資管理」「法律責任」「付則」の六章、四十二条で構成されています。

外商投資企業にとって重要な第二章の投資促進と第三章の投資保護を中心に紹介します。

第二章 投資促進

第9条

外商投資企業は法律に基づき国が企業発展を支援する各種政策を平等に適用する。

第10条

外商投資に関する法律・法規・規定の制定に関しては、外商投資企業の意見や提案を適切な方法を採用すべきである。

外商投資に関する規範性文書、裁判文書などは法律に従って適時に公布する。

第11条

国は外国投資者及び外国投資企業に法律法規・政策措置・投資等の情報及び助言を提供するために、健全な外商投資サービスシステムを確立する。

第12条

国とその他の国及び地域、国際組織は多国間及び二国間投資促進協力メカニズムを確立し、投資分野における国際交流及び協力を強化する。

第13条

国は必要に応じて特別経済区の設定或いは一部地域で外商投資の試験性政策措置を実施し、外商投資を促進し対外開放を拡大する。

第14条

国は国民経済及び社会発展の必要に応じて、外国投資者が特定の産業、分野及び地域に投資することを奨励し先導する。外国投資者及び外商投資企業は法律・行政規制・国務院の規定に従って優遇措置を享受できる。

第15条

国は外商投資企業が法律に従って平等に標準制定作業に参加することを保証し、標準制定の情報公開及び社会の監督を強化する。

国が制定した強制性標準は、外商投資企業にも平等に適用される。

第16条

国は外商投資企業が法律に従って公正な競争を通じて政府調達活動に参加することを保証する。政府調達は外商投資企業が中国国内で生産した製品または提供するサービスを法律に従って平等に取り扱う。

第17条

外商投資企業は法律に従って、株式・社債等の証券の公開発行及びその他の方式により資金調達することができる。

第18条

県以上の地方人民政府は、法律・行政法規・地方性法規の規定により、法定権限内で外商投資の促進及び便利化のための政策措置を制定することができる。

第19条

各級地方人民政府及び関連部署は便利化・効率性及び透明性の原則に従って、手続きを簡素化し効率を改善する。政府サービスを最適化し更に外商投資サービスのレベルを改善する。

関係する主管部門は、外国投資者及び外商投資企業にサービスを提供するために、外商投資ガイドを作成し公布すべきである。

第三章 投資保護

第20条

国は外国投資者の投資について収用（征收）を実行しない。

特殊な状況下において国家は、公共の利益のために法律に従って外国投資者の投資を収用（征收）又は公用使用（征用）することができる。収用（征收）又は公用使用（征用）は法的手続きに従って行い、且つ適時に公平、合理的な補償をする。

第21条

外国投資者が中国国内での出資、利益、資本収益、資産処所得、知的財産権許可使用料、合法的に得られた補償或いは賠償、清算所得等は法律により人民元または外国為替で自由に着金・送金することができる。

第22条

国は外国投資者及び外商投資企業の知的財産権を保護し、知的財産権者及び関連権利者の合法的權益を保護し、法律に従って厳格に知的財産権侵害に対す

西 山 会 計 事 務 所

<http://nishiyama-accountingfirm.com/>

る法的責任を追究する。

国は外商投資において、自主的原則とビジネスルールを前提として、技術協力を奨励する。技術協力の条件は、投資の当事者が公平の原則により平等な協議によって決定される。行政機関及びその職員は、行政手段を用い強制的に技術移転をしてはならない。

第 23 条

行政機関及びその職員は、その職責の履行にあたって知り得た外国投資者及び外商投資企業の商業機密を法律により守秘し、漏洩或いは違法に他人に提供してはならない。

第 24 条

各級人民政府及び関連部門は、法令に従って外商投資に関する規範性文書を制定すべきである。法律、行政法規の根拠がない場合は、外商投資企業の合法的な権益の喪失、またはその他の義務を増加させてはならない。市場への参入及び撤退条件は設定してはならない。外商投資企業の正常な生産経営活動を防げてはならない。

第 25 条

地方各級人民政府及びその関連部門は、外国投資者、外商投資企業に対して法律に従って承諾した政策及び締結された各種契約を履行しなければならない。

国家の利益・社会の公共利益のために政策及び契約を変更するときは、法律により法定権限及び手続きに従って行われ、かつ法律により外国投資者、外商投資企業が受けた損失を補償しなければならない。

第 26 条

国は外商投資企業の苦情を対応するシステムを設定し、外商投資企業又はその他の投資家によって反映された問題を迅速に処理し関連する政策及び措置を調整して改善する。

外商投資企業又はその投資者は行政機関及びその職員の管理行為が正当な権利及び利益を侵害すると思うときは、外商投資企業の苦情システムを通じて協調的な問題解決を申請ができる。

外商投資企業又はその投資者は行政機関及びその職員の管理行為が正当な権利及び利益を侵害すると思うときは、前項の外商投資企業の苦情システムを通じて協調的な問題解決を申請するほか、法律に従って行政再審議を求め行政訴訟を提起することもできる。

第 27 条

外商投資企業は法律に従って商会・協会を設立することができる。又は自発的に商会・協会に参加することもできる。商会、協会は会員の合法的な権利を

西 山 会 計 事 務 所

<http://nishiyama-accountingfirm.com/>

保護するために規定に従って関連する活動を実行するものとする。

その他

第2条

外商投資とは、外国の自然人、企業或いはその他の組織（外国投資者という）が直接或いは間接に中国国内で行う投資活動をいう。以下の状況を含む。

- ・外国投資者が単独或いはその他の投資者と共同で中国国内に設立した外商投資企業 等

外商投資企業とは、全部或いは一部を外国投資者が投資し中国法により中国国内で登記され設立された企業をいう。

第8条

外商投資企業の従業員は法律により工会組織を設立し、工会活動の展開、従業員の合法的な権益を保持する。外商投資企業は本企業工会に対して必要な活動条件を提供しなければならない。

第31条

外商投資企業の組織形態は、組織機構及びその他の活動準則は、中華人民共和国会社法、中華人民共和国パートナー企業法等の法律を適用する。

第34条

国は外商投資情報報告制度を設ける。外国投資者或いは外商投資企業は企業登記システム及び企業信用情報公示システムを通じて商務主管部門に投資情報を報告しなければならない。

第35条

国は外商投資安全審査制度を設ける。

西 山 会 計 事 務 所

<http://nishiyama-accountingfirm.com/>